

## 委員 長 報 告 書

さる 2 月 20 日の本会議において、本委員会に付託された  
請願第 15 号 民生委員推薦会に対して適正な指導を求める請願につ  
いて

を審査するため、2 月 27 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成少数  
で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

### 記

請願第 15 号の主旨は、個人のプライバシーに関係する職務を担う民生児  
童委員が、個人のプライバシーを侵害する発言や差別発言を行ったこと  
については、委員として不適格であり、民生委員法に規定する解嘱事由に該  
当することから、当該委員の解嘱を求める請願書を市に提出しているが、  
市議会においても審議し、適正な対応を求める、とするものである。

委員から、当局に対し、請願書に書かれている内容の事実確認をどのよ  
うに行っているか とのただしがあり、該当者に聞き取り調査を行ってい  
る との答弁がありました。

聞き取り調査の結果について ただしがあり、法令等で守秘義務が課さ  
れており公表できない との答弁がありました。

今後の対応について ただしがあり、民生委員推薦会で審議が進められ  
ている との答弁がありました。

差別発言への対応について ただしがあり、民生委員推薦会の依頼に基  
づき、市において調査、回答を行っているが、内容は公表できない との  
答弁がありました。

本請願に書かれている事項について、現在、事実確認ができておらず、ま  
た、内容的にも市議会でも審議すべきものとは考えられない との意見があ  
りました。

討論に入り、採択することに賛成の立場から、請願者の主張は信頼性が  
あり、さらに該当者の異議申し出もないため、請願書の内容は正当なもの

と判断できる。橋本市議会として事実を究明したうえで何らかの対応をすべきと考え、本請願を採択することに賛成する との討論がありました。